

旭川医科大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学大学院学則の一部を改正する学則

旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1章 総則 (目的及び使命)</p> <p>第1条 旭川医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。</p> <p><u>(自己評価等)</u></p> <p><u>第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</u>（新設）</p> <p><u>2 本大学院は、前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うこと</u></p>	<p>第1章 総則 (目的及び使命)</p> <p>第1条 旭川医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。</p>

により、その水準の向上を図るものとする。（新設）

（略）

#### 第4章 教育課程等

##### （教育課程の編成方針）

第7条 学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。（新設）

（略）

（単位の認定）

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に所定の単位を与える。

2～5 （略）

（略）

##### （授業期間）

第14条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを標準とする。（新設）

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りではない。（新設）

（教育方法の特例）

第14条の3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（略）

#### 第4章 教育方法等

##### （教育方法）

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（略）

（単位の認定）

第13条 授業科目を履修した者には、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2～5 （略）

（略）

（教育方法の特例）

第14条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の4 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の5 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(略)

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

(略)

附 則

この学則は、令和8年1月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

【改正理由】

大学院設置基準の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の4 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(略)

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(略)